

防災管理点検資格者

# 講習の手引

(新しく資格を取得される方用)

申請の際は、記載事項を最後までお読みください。



総務大臣登録講習機関

 一般財団法人日本消防設備安全センター

# ま え が き

この講習の手引は、消防法（昭和23年法律第186号）第36条及び同法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第51条の12の規定に基づく防災管理点検資格者講習を受講しようとする皆様に、講習の内容を正しく理解していただき、受講申請等の手続きを適正に行っていただくために作成したものです。

平成19年6月の消防法改正により、大規模建築物等については、防災管理業務の実施が義務づけられ、その実施状況を毎年1回定期的に防災管理点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告する防災管理点検報告制度が創設されました。

また、**防災管理点検資格者は、防災管理業務の遂行上管理的又は監督的な地位にある場合において防災管理者となることができます**（消防法施行規則第51条の5第1の2号）。

大規模建築物等の関係者、防火対象物点検資格者等におかれましては、この講習を受講し、一人でも多くの方々が資格を取得され、安全、安心な地域づくりに貢献されるよう念願しております。

## 目 次

防災管理点検報告が必要な大規模建築物等	1
講習の内容（講習科目及び時間割表）	1
受講資格と証明	2
受講申請	3
受講科目の一部免除	5
個人情報の取扱い	5
受講通知	5
受講料等	6
受講上の注意事項	7
修了考査	7
免状交付の申請	7
再考査	8
防災管理業務	8
資格取得後の留意事項	9
再交付、書換及び住所等の異動の手続き	9
5年ごとの再講習	9

# 防災管理点検報告が必要な大規模建築物等

防災管理点検報告が必要な大規模建築物等は、次のとおりとされています。

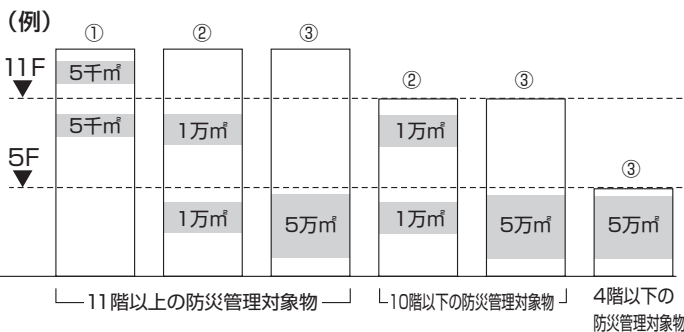
対象用途	規模
(1項) 劇場等	①階数が11以上の 防火対象物 延べ面積 1万㎡以上
(2項) 風俗営業店舗等	
(3項) 飲食店等	
(4項) 百貨店等	
(5項イ) ホテル等	
(6項) 病院・福祉施設等	
(7項) 学校等	②階数が5以上10 以下の防火対象物 延べ面積 2万㎡以上
(8項) 図書館・博物館等	
(9項) 公衆浴場等	
(10項) 車両の停車場等	
(11項) 神社・寺院等	③階数が4以下の 防火対象物 延べ面積 5万㎡以上
(12項) 工場等	
(13項イ) 駐車場等	
(15項) その他の事業場等	
(17項) 文化財である建築物	

(16項) 複合用途防火対象物	右表参照
-----------------	------

(16の2項) 地下街	延べ面積 1,000㎡以上
-------------	------------------

- ①共同住宅（5項ロ）、格納庫等（13項ロ）、倉庫（14項）は含まれない。
- ②消防法第8条に該当するもの
- ③階数は、地階を除く階数

規模（複合用途防火対象物（16項）における考え方）	
対象用途に供する部分の全部又は一部が…	対象用途に供する部分の床面積の合計が…
①11階以上の階にある防火対象物	1万㎡以上
②5階以上10階以下の階にある防火対象物	2万㎡以上
③4階以下の階にある防火対象物	5万㎡以上



※防災管理対象物全体が、防災管理業務実施の対象になります。

## 講習の内容

- 1 講習は、2日間実施されます。
- 2 講習科目と時間割は、おおむね次表のとおりです。
- 3 講習の最後には、1時間の修了考査が行われます。

### 講習科目及び時間割表

日 程	時 間	講 習 科 目 等
第 1 日	9：30～ 9：50	受付
	9：50～10：00	講習についての説明
	10：00～11：30	防災管理の意義及び制度
	12：30～14：00	防災管理に係る訓練及び教育
	14：10～15：40	防災管理に係る消防計画
第 2 日	9：30～ 9：50	受付
	9：50～11：50	防災管理対象物の点検要領
	12：50～14：20	
	14：30～14：40	修了考査の説明
	14：40～15：40	修了考査

# 受講資格と証明

- この講習は、下表の受講資格のうちのいずれかに該当しなければ受けることができません。それぞれの資格に応じて必要な証明書類を用意してください。
- 精神の機能の障害により防災管理点検資格者の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができなくなったことが判明したときは、消防法施行規則第51条の12第4項第1号の規定により防災管理点検資格者の資格は喪失します。
- 受講資格、実務の経験等を偽ったことが判明したときは、消防法施行規則第51条の12第4項第5号の規定により防災管理点検資格者の資格は喪失します。
- このほか、消防法施行規則第51条の12第4項の各号に該当するときも防災管理点検資格者の資格は喪失します。

受 講 資 格	必要な証明書類
1 防災管理者として、3年以上その実務の経験を有する者	1 防災管理者選任（解任）届出の写し 2 実務経験の証明
2 防災管理講習修了者で、5年以上その実務の経験を有する者	1 防災管理講習の修了証の写し 2 実務経験の証明 3 被保険者記録照会回答票の写し又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し（注1）（注1の書類で勤務先、在職期間が確認できない場合は、注2に例示してある書類等からそれらを証明できるものを提出してください。）
3 市町村の消防職員として防災管理業務について、1年以上その実務の経験を有する者	実務経験の証明
4 市町村の消防職員として、5年以上その実務の経験を有する者（前3項に掲げる者を除く。）	実務経験の証明
5 市町村の消防団員として、8年以上その実務の経験を有する者	実務経験の証明
6 防火対象物点検資格者として、3年以上その実務の経験を有する者	1 防火対象物点検資格者免状の写し 2 実務経験の証明 3 被保険者記録照会回答票の写し又は雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書の写し（注1）（注1の書類で勤務先、在職期間が確認できない場合は、注2に例示してある書類等からそれらを証明できるものを提出してください。）

## （注1）

1 「被保険者記録照会回答票の写し」の取得手続き（詳細は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）又はお近くの年金事務所にお問い合わせください。）

- 日本年金機構、年金事務所の窓口での取得（無料）  
基礎年金番号及び本人確認証明（運転免許証など）、印鑑が必要となります。
- 電話による取得（ねんきんダイヤル（0570-05-1165））  
基礎年金番号が必要となります。
- インターネットによる取得（日本年金機構「ねんきんネット」の「年金記録の一覧表示」を印刷してご利用ください。）

2 「雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書」の取得手続き（詳細は、都道府県労働局又は最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせください。）

- 公共職業安定所（ハローワーク）の窓口での取得（無料）  
本人確認証明（運転免許証など）が必要となります。
- 郵送による取得（次の書類を最寄りの公共職業安定所（ハローワーク）に提出）  
ア 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答票  
イ 本人・住所確認書類（運転免許証など）

## （注2）勤務先及び実務年数を証明する書類の一例

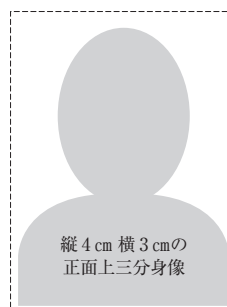
- 雇用保険被保険者証、傷害保険等の写し
- 労働基準法第107条に基づく労働者名簿の写し（勤務先の代表者の署名及び押印）
- 一人親方労災保険加入証明
- 確定申告の写し
- 受講申請者が経営者（代表者）の場合、上記に代わる書類として「履歴事項全部証明書」、「保守契約書」、「工事請負契約書」、「発注書」の写し等

# 受講申請

## ＝申請に必要な書類等＝

- 1 受講申請書（「講習の手引」に添付の所定の用紙）
- 2 受講資格に応じた証明書類
- 3 免状写真票、整理票、受講票、テキスト引換券  
1、3は一般財団法人日本消防設備安全センター（以下、「安全センター」という。）のホームページからダウンロードすることもできます。（URL：<https://www.fesc.or.jp/>）
- 4 返信用封筒1通（受講資格判定結果通知用）  
※申請者の宛名を明記し、**84円切手**を貼った定形（長形3号縦23.5cm×横12cm）のもの
- 5 写真2枚（免状写真票及び整理票貼付用）  
写真が次の事項に適合しない場合は、申請を受け付けることができません。

- ※○6か月以内に撮影したもので、枠なし縦4cm、横3cmの大きさのもの
- 正面からの上三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽（宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く）、無背景のもの
- 裏面に氏名を書いてください。  
（力強く書きすぎると写真が凸凹になりますので注意してください。）
- 印画紙又は写真用紙を使用したものに限り（カラーコピー不可）。
- 1枚は「免状写真票」に貼り、他の1枚は「整理票」に貼ってください。



## ＝申請書の書き方＝

- 1 申請書はデータ管理の原本となりますので、太枠内を楷書で正確にもれなく記入してください。
- 2 申請書等の該当するところに○印で囲ってください。
- 3 「氏名」と「生年月日」は、戸籍上のものを記入してください。
- 4 「本籍」は、都道府県名（日本国籍以外の方は「外国籍」と記入してください。）のみ記入してください。
- 5 「現住所」は、下宿、アパート、マンションなどの場合は必ず○○方又は室番号まで記入してください。
- 6 「現住所欄の電話番号」は、日中連絡の取れる番号を記入してください。
- 7 「勤務先名」は、会社名のほか、本社、支社、工場、営業所等の名称まで正確に書いてください。
- 8 「資格、免許等」は、受講資格とする資格、免許等を書いてください（受講資格3～5の方を除く）。
- 9 「実務経験の証明」の実務の内容は、具体的に書いてください。

## ＝申請方法等＝

申請書提出先・申請方法・申請期間は講習実施予定表に記載されております。なお、申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、あらかじめご了承ください。





## 受講科目の一部免除

- 次に掲げる方は、該当する科目の受講免除の申請をすることができます。  
ただし、修了考査は免除されません。
- 科目免除希望者は科目免除申請書を提出していただかないと免除になりません。
- 科目免除申請書は、受講申請書と同時に提出してください。  
受講申請書の受理後に科目免除することはできません。
- 受講申請書の受理後は、区分変更及び科目免除の取り消しをすることはできません。  
また、科目免除された講習科目を受講することもできません。

免除される者	科目免除 コード番号	免除される講習科目	免 除 時間計	受講料	合否判定結果 通知郵便料	合計
消防団員として実務経験8年以上の者	A011	・防災管理に係る消防 計画（1.5時間）	1.5時間	18,800円 (消費税込)	84円	18,884円
消防職員として実務経験5年以上の者	A031	・防災管理に係る訓練 及び教育（1.5時間） ・防災管理に係る消防 計画（1.5時間）	3時間			
防災管理者として実務経験3年以上の者	B041	・防災管理の意義及び 制度（1.5時間） ・防災管理に係る訓練 及び教育（1.5時間） ・防災管理に係る消防 計画（1.5時間）	4.5時間	17,700円 (消費税込)	84円	17,784円
防災管理講習修了者で防災管理上必要な業務について実務 経験5年以上の者	B042					
消防職員として防災管理の実務経験1年以上の者	B043					
再講習未受講により防災管理点検資格者の資格を失った者	B044					

※消費税は10%

## 個人情報の取扱い

ご記入いただいた情報は、防災管理点検資格者講習事業における名簿・免状等の作成、及びデータベースの管理、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

## 受 講 通 知

- 受講申請書等を審査して受講資格があると判定された方には、受講通知書、受講票、テキスト引換券及び受講料払込取扱票をお送りします。
- 受講資格のない方には、その旨通知します。

# 受講料等

1 受講料は、区分ごとに以下となります。

A区分：科目免除なしの方並びに科目免除コード番号Aの方

B区分：科目免除する方で科目免除コード番号Bの方

受講料区分	金額（消費税10%込）	内 訳
A	18,884円	①受講料：18,800円 ②合否判定結果通知郵送料：84円
B	17,784円	①受講料：17,700円 ②合否判定結果通知郵送料：84円

払込みには、所定の払込手数料が必要です。なお、請求書、領収書は発行いたしません。

2 受講料及び合否判定結果通知郵送料の払込は、所定の払込取扱票(受講通知書に同封)により、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口でお支払ください。

払込取扱票の「振替払込受付証明書(お客さま用) **テキスト引換券貼付用 コピー不可**」に日附印が押印されていないと受講できませんので、ATM機では払込まないでください (ATM機での払込みは不可)。

3 郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で受領した「振替払込受付証明書(お客さま用) **テキスト引換券貼付用 コピー不可**」をテキスト引換券の指定の欄に貼り付けてください(本人控え用の「振替払込請求書兼受領証」では受講できませんので注意してください。)

4 「振替払込受付証明書(お客さま用) **テキスト引換券貼付用 コピー不可**」を紛失しても安全センターでは、責任を負えません。紛失した場合は、再度払込みをしてください。

## 【払込取扱票】 (必ず指定の振込用紙を使用してください。)

〈見本〉

必ず郵便局の日附印を確認してください。

※日附印がないものは無効

払込取扱票は申請受付完了後に送付されます。

この部分では受講できません。受講者本人控えになりますので大切に保管してください。

この太枠部分「振替払込受付証明書(お客さま用)」をテキスト引換券の指定の欄に貼り付けてください。



## 受講上の注意事項

- 1 受付は、第1日・第2日とも午前9時30分から午前9時50分までです。
- 2 受講票とテキスト引換券を受付に提出してください。
- 3 遅刻、早退、欠席は、理由の如何を問わず認めません（科目免除の方は集合時刻にご注意ください。）。
- 4 交通スト等が行われる場合でも、講習は原則として実施します。
- 5 講習科目を全時間完全に受講しなければ、修了考査は受けられません（講習科目の免除を受けた時間を除く。）。
- 6 受講票に記載してある受講番号と同じ番号の座席に座ってください。  
講習に際し出欠のチェックをしますので、離席している場合は、欠席扱いとなり講習の修了  
が認められない場合があります。
- 7 講義中のご質問はご遠慮ください。質問がある場合には、休憩時間等を利用して行ってくだ  
さい。
- 8 講習当日は、筆記用具等を持参してください。
- 9 講習中のビデオ・写真撮影、録音等は禁止します。
- 10 講習中の携帯電話・スマートフォンは電源を切るかマナーモードとし操作は禁止します。
- 11 その他係員の指示に従ってください。

## 修了考査

- 1 講習2日目に修了考査を行います。科目免除された方も含め全員がすべての問題に解答して  
いただきます。
- 2 修了考査は、「防災管理の意義及び教育制度関係（防災管理の意義及び制度、防災管理に係  
る訓練及び教育、防災管理に係る消防計画）」9問、「点検要領関係（防災管理対象物の点検要  
領）」7問に区分し、合計16問を出題し、各分野ごとに50%以上で、全体の出題数の70%以上  
正解した方を合格とします。
- 3 修了考査は、テキスト持込みを認めます。
- 4 修了考査の結果は、講習終了後おおむね30日後に通知し、安全センターのホームページでも  
公表します。（URL：<https://www.fesc.or.jp/>）

## 免状交付の申請

- 1 修了考査に合格した方は、安全センターに免状交付申請をしてください。  
なお、修了考査結果通知書に指定してある期限内に免状交付申請を行わなかった場合は、免  
状の発送が遅れることがあります。
- 2 免状は修了考査の結果通知日からおおむね20日後に交付します。
- 3 免状交付時の手数料は、**2,284円**です。内訳は免状交付手数料**1,880円**（消費税10%込）、免状  
郵送料**404円**（簡易書留扱い）です（払込手数料は申請者負担。なお、請求書、領収書は発行  
いたしません。）。  
手数料等の払込みは、所定の払込取扱票（修了考査結果通知書に同封）により郵便局又はゆ  
うち銀行の窓口で払込んでください。
- 4 免状交付申請手続については、修了考査の結果通知に同封の留意事項をご覧ください。

## 再 考 査

- 1 修了考査で不合格となった場合には、修了考査を受けた日から1年以内に1回に限り修了考査を受け直すことができます。
- 2 再考査は、各講習会における講習2日目の修了考査に併せて実施されます。
- 3 再考査手数料は、**3,450円**（消費税10%込）です（払込手数料は受講者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません）。
- 4 前記の手数料のほか、合否判定結果通知郵送料**84円**が必要となります。
- 5 再考査の申請方法等は、講習終了後に送付される修了考査結果通知書をご覧ください。

## 防災管理業務

平成23年4月1日から防災管理点検資格者は、防災管理業務の遂行上管理的又は監督的な地位にある場合において防災管理者となることができます（消防法施行規則第51条の5第1の2号：消防法施行令（昭和36年政令第37号）第47条第1項第4号に掲げる防災管理者として必要な学識経験を有すると認められる者として追加）。

## 資格取得後の留意事項

### 再交付、書換及び住所等の異動の手続き

免状交付後、次の事項に該当する場合は、すみやかに手続きをしてください。

#### 1 再交付

免状を亡失、滅失、破損又は汚損した場合は、免状の再交付申請が必要です。

- 手数料 1,670円（消費税10%込）（払込手数料は申請者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません。）
- 申請書等は、84円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封し安全センターに請求してください。

#### 2 書換

免状記載事項（本籍、氏名等）に変更があった場合は、免状の書換申請が必要です。

- 手数料 830円（消費税10%込）（払込手数料は申請者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません。）
- 申請書等は、84円切手を貼った返信用封筒（定型）を同封し安全センターに請求してください。

#### 3 住所等の異動

住所又は勤務先に変更があった場合は、住所等異動届が必要です。

- 手数料 無料
- 住所等異動届は、安全センターのホームページからダウンロードできます。  
(URL : <https://www.fesc.or.jp/>)

### 5年ごとの再講習

近年、技術の急速な進歩に伴い防災管理対象物も大規模かつ深層化し、災害危険も複雑多様化するなかで、防災管理のあり方や法規制においても変化し改正されていきます。これらに対応した的確な最新の知識を得るために、防災管理点検資格者には、再講習が義務づけられています。

- 1 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに再講習を受講しなければなりません。
- 2 再講習を受講しなかった場合には、消防法施行規則第51条の12第4項の規定により資格が喪失します。

## 問い合わせ先 全国消防防災事業団体等一覧

公益財団法人札幌市防災協会	〒003-0023 札幌市白石区南郷通6丁目北2-1 札幌市民防災センター内	TEL 011(861)1211
公益社団法人仙台市防災安全協会	〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台ビル3階	TEL 022(271)1211
公益社団法人さいたま市防火安全協会	〒330-0834 さいたま市大宮区天沼町1-893 さいたま市防災センター2階	TEL 048(640)3011
公益財団法人千葉市防災普及公社	〒261-0004 千葉市美浜区高洲4-1-16	TEL 043(248)7788
公益財団法人東京防災救急協会 講習事業部講習第二課	〒102-0083 千代田区麹町1-12 東京消防庁麹町合同庁舎内	TEL 03(3556)3702
公益社団法人横浜市防火防災協会	〒232-0064 横浜市南区別所1-15-1 BML横浜ビル2階	TEL 045(714)9909
公益財団法人川崎市消防防災指導公社	〒210-0846 川崎市川崎区小田7-3-1	TEL 044(366)8721
公益社団法人相模原市防災協会	〒252-0239 相模原市中央区中央2-2-15 相模原市消防指令センター内	TEL 042(753)9971
一般財団法人日本消防設備安全センター 名古屋事務所	〒460-0008 名古屋市中区栄1-23-13 伏見ライフプラザ14階	TEL 052(218)5075
一般財団法人京都市防災協会	〒601-8445 京都市南区西九条菅田町7 京都市市民防災センター内	TEL 075(662)1849
一般財団法人大阪消防振興協会 講習課	〒550-0002 大阪市西区江戸堀1-24-18	TEL 06(6459)1486
一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 住環境再生部 防災講習センター	〒653-0042 神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにづか5番館2階	TEL 078(647)9999
※令和4年5月1日から公社名が(一財)神戸住環境整備公社に変わります。		
一般財団法人広島市都市整備公社 防災部	〒739-1743 広島市安佐北区倉掛2-33-1 広島市総合防災センター内	TEL 082(843)0918
一般財団法人福岡県消防設備安全協会	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴3-1-10 オフィスニューガイアセレス赤坂門No19 5階	TEL 092(722)1265

総務大臣登録講習機関

**一般財団法人日本消防設備安全センター**

〒105-0003 東京都港区西新橋3-7-1 ランディック第2新橋ビル3階

URL <https://www.fesc.or.jp/>